

ほほえみホームヘルプステーション重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(南地福 第 2 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 椎原寿恵会
- (2) 法人所在地 佐賀県鳥栖市村田町 1 2 5 0 番地 1
- (3) 電話番号 0 9 4 2 - 8 2 - 2 3 0 1
- (4) 代表者氏名 理事長 中川原 章
- (5) 設立年月 平成 2 0 年 6 月 2 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
平成 2 0 年 6 月 2 日指定 南地福第 2 号
- (2) 事業の目的 社会福祉法人椎原寿恵会が開設するほほえみホームヘルプステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が要介護状態にある利用者に対し、適正な訪問介護の提供を目的とする。

(3) 事業所の名称 ほほえみホームヘルプステーション

平成20年6月2日 指令南地福 第2号

(4) 事業所の所在地 鹿児島県南さつま市加世田内山田2,580番地

(5) 電話番号 0993-78-3120

(6) 事業所長(管理者)氏名 栢木 美穂

(7) 当事業所の運営方針

- 1 事業所の訪問介護員等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開設年月 平成20年6月2日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

南さつま市・枕崎市・南九州市(旧川辺町)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎日
営業時間	午前8時～午後6時 相談により、早朝や夜間についても対応します。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1		1
2. サービス提供責任者	1（兼務）		1.0 以上（常勤換算）
3. 訪問介護員	1	4	2.5 以上（常勤換算）
(1) 介護福祉士	1	3	
(2) 介護職員基礎研修 課程修了者			
(3) 訪問介護養成 研修 1 級（ヘルパー 1 級）課程修了者			
(4) 訪問介護養成 研修 2 級（ヘルパー 2 級）課程修了者		1	

※ 常勤換算

職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、

1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問しサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容・実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合にはそれを踏まえた訪問介護計画に定められます。

1 身体介護

入浴介助・・・入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。

排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。

食事介助・・・食事の介助を行います。

体位変換・・・体位の変換を行います。

2 生活援助

調理・・・ご契約者の食事の用意を行います。
(ご家族分の調理は行いません。)

洗濯・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。

（ご家族分の洗濯は行いません。）

掃除・・・ご契約者の居室の掃除を行います。

（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

買い物・・・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を
行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行い
ません。）

＜サービス利用料金＞（契約書第 9 条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。（介護保険負担割合証の負担割合の記

	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 (30 分増す毎に)
身体介護	163 円	244 円	387 円	567 円 (82 円)
	20 分以上 45 分未満	45 分以上		
生活介護	179 円	220 円		

載が 1 割の方)

☆ケアハウス入居の利用者は、個人負担額は 9 割負担となります

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

＊ (例) 2 人の訪問介護員でサービスを行う場合

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ 初回及び過去 2 ヶ月に、当事業所の利用がない場合、サービス提供責任者がサービスの提供または訪問介護員に同行した場合は、初回加算として 200 単位算定いたします。

☆ 利用者または家族からの要請により、計画にない身体介護中心での訪問を 24 時間以内に行なった場合、担当介護支援専門員が必要と認めた場合、月 2 回までに限り緊急訪問介護加算として、100 単位算定いたします。（必要時は、担当の介護支援専門員に当事業所へ訪問依頼の要請をしてください。）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

☆ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%

・ 早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%

・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。

☆ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ（月利用料金の 22.4%）

☆ 中山間地域等における小規模事業所加算（月利用料金の 10%）を算定します。

令和 7 年 6 月 1 日から加算

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

○ 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱している

と考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車、清掃等

「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

○保険給付の範囲外のサービスをご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO 法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

○上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護計画の変更の援助を行います。

（２）交通費（契約書第 9 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費を頂きます。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第 9 条参照）

前記（１）の料金・費用は 1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月 10 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み

鹿児島銀行 加世田支店 普通預金 967780

社会福祉法人 椎原寿恵会 理事長 中川原 章

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関： 郵便局以外の金融機関

ウ. その他、現金による支払い

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○ 利用予定日の前にご契約者の都合により訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

○ 利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払い頂きます。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに 申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに 申し出がなかった場合 ・ 当日キャンセル ・ 無断キャンセル (※令和7年7月から)	<u>・ 1回あたり300円</u> <u>・ 1回あたり500円</u>

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（２）訪問介護員の交替（契約書第７条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業所の都合により訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（３）サービス実施時の留意事項（契約書第８条参照）

１定められた業務以外の禁止

契約者は「５．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

２訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

３備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更（契約書第１１条参照）

サービス利用当日にご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）訪問介護員の禁止行為（ 契約書第 15 条参照 ）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ご契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

７．要望及び苦情等の受付について（ 契約書第 24 条参照 ）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

（１）ほほえみホームヘルパーステーション

電話 ０９９３-７８-３１２０

受付窓口（担当者） 管 理 者 栢木 美穂

電話 ０９９３-５３-７７３９

苦情解決責任者 鹿児島事業部 本部

受付時間 毎週月曜日～金曜日 ０８：３０～１７：３０

（２）行政機関その他苦情受付機関

南さつま市役所市民福祉部 担当課	所在地：南さつま市加世田川畑 2648 電話番号：0993-53-2111 FAX：0993-53-8688 受付時間：平日 08:30～17:15
南九州市長寿介護課 担当課	所在地：南九州市川辺町平山 3 2 3 4 電話番号：0993-56-1111 受付時間：平日 08:30～17:15
枕崎市役所福祉課 担当課	所在地：枕崎市千代田町 2 7 電話番号：0993-72-1111 受付時間：平日 08:30～17:15
鹿児島県国民健康保険 団体連合会 担当課	所在地：鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号 (県市町村自治会館) 電話番号：099-206-1084 FAX：099-206-1069 受付時間：08:30 ～ 17:00
鹿児島県くらし保健福祉部 担当課	所在地：鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電話番号：099-286-2696 FAX：099-286-5554
鹿児島県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：鹿児島市鴨池新町 1-7 (県社会福祉センター) 電話番号：099-286-2200 受付時間：08:30 ～ 17:00

第三者委員

内門 よう子 電話 57-3008

内司 啓子 電話 53-2448

(3) 第三者評価について

第三者機関による評価は受けていません。

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

令和 7 年 6 月 日

ほほえみホームヘルプステーション

説明者職名 管理者 氏名 栢木 美穂 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け指定訪問
介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

(代理人住所)

氏名

印